記

1．新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標
2．新事業活動及びこれに関連する事業活動により生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由
3．新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容
4．新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期
5．解釈及び適用の有無の確認を求める規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定
6．具体的な確認事項並びに規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈及び当該規定の適用の有無についての見解
7．その他

（備考）

1．主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
2．「関連する事業活動」に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈並びに当該事業活動に対する当該規定の適用の有無について確認を求める必要がない場合にあっては、「及びこれに関連する事業活動」の文字を抹消する。
3．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）

1．新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

新事業活動及びこれに関連する事業活動に係る事業の目標（新事業活動及びこれに関連する事業活動を行おうとする背景となる事情及びそれにより目指す事業の方向性）を要約的に記載する。

2．新事業活動及びこれに関連する事業活動により生産性の向上又は新たな需要の獲得が見込まれる理由

新事業活動及びこれに関連する事業活動を実施することにより、生産性の向上（資源生産性の向上を含む。）又は新たな需要の獲得が見込まれることを要約的に記載する。

3．新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容

⑴　新事業活動及びこれに関連する事業活動に係る事業の実施主体を記載する。
⑵　新事業活動及びこれに関連する事業活動に係る事業の概要を記載する。
⑶　新事業活動及びこれに関連する事業活動を行う場所の住所を記載する。

4．具体的な確認事項並びに規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈及び当該規定の適用の有無についての見解には、新事業活動等に関する法令の適用関係についての自己の見解を記載する。

様式第十（第４条関係）

新技術等実証に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈等に係る回答書

年　　月　　日

殿

主務大臣　名

年　　月　　日付けで確認の求めのあった件について、下記のとおり回答します。

記

1．新技術等実証に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈及び新技術等実証に対する当該規定の適用関係並びにその理由
2．現行規定において、新技術等実証の一部の実施が可能である場合にはその範囲又は実施が可能となるための方策がある場合はその内容
3．その他

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

㈱　本回答は、確認を求める対象となる法令（条項）を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提として、現時点における見解を示したものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

様式第十一（第４条関係）

新事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の解釈等に係る回答書

年　　月　　日

殿

主務大臣　名

年　　月　　日付けで確認の求めのあった件について、下記のとおり回答します。

記

1．新事業活動及びこれに関連する事業活動（以下「新事業活動等」という。）に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈及び新事業活動等に対する当該規定の適用関係並びにその理由
2．現行規定において、新事業活動等の一部の実施が可能である場合にはその範囲又は実施が可能となるための方策がある場合はその内容。
3．その他

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

㈱　本回答は、確認を求める対象となる法令（条項）を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提として、現時点における見解を示したものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

様式第十二（第４条関係）

新技術等実証に関する確認の求めに対する回答の内容の公表

1．確認の求めを行った年月日
2．回答を行った年月日
3．新技術等実証に係る実証の概要
4．確認の求めの内容
5．確認の求めに対する回答の内容

（記載要領）

「3．新技術等実証に係る実証の概要」、「4．確認の求めの内容」及び「5．確認の求めに対する回答の内容」中、事業者の営業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

様式第十三（第４条関係）

新事業活動に関する確認の求めに対する回答の内容の公表

1．確認の求めを行った年月日
2．回答を行った年月日
3．新事業活動に係る事業の概要
4．確認の求めの内容
5．確認の求めに対する回答の内容